

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判官 見目明夫 殿

令和3年7月2日

## 異議申立書

次のとおり異議申立をする。

第1項 異議申立人の商号・住所・氏名

商号：開発&コンサルティング株式会社

住所：神奈川県中郡大磯町大磯490番地2 ハイッschussラン2A

氏名：守屋孝敏

第2項 異議申立に係る処分

事件番号 令和3年（ホ）第117号 会社法違反事件において、過料金9万円に処するとの決定処分

第3項 異議申立に係る処分があったことを知った日

令和3年6月29日

第4項 異議申立の趣旨

第2項の処分を取り消すとの決定を求める。

第5項 異議申立の理由

別紙の陳述書の通り。

第6項 その他の添付書類

(1) 法務局Webサイトに掲載の書式「特例有限会社の商号変更による株式会社設立登記申請書」の写し

(2) 令和3年1月21日に法務局に提出した「株式会社変更登記申請書」を取り下げるための法務局から送られてきた書類の写し

異議申立人 守屋孝敏